「集団的自衛権行使」から「集団安全保障措置」へ

元陸上幕僚長　冨澤　暉

の意味を表す。

例えば、一昨年10月に発表された日米防衛協力指針（ガイドライン）中間報告中の日米協力例の一つ「訓練中の米艦艇が攻撃された場合の装備品等防護」は確かに「self defense」だが、これは日米艦隊を一体のものと見なした場合の「正当防衛」のことであって、日本語でいう「集団的自衛権行使」のことではない。

米海軍ではこれを「unit self defense」と言うそうで、1～2年ほど前から話題に上がっていたものだが、「これはどういう意味か」と聞いたら米語に詳しいある人が「あれは正当防衛のことですよ」と教えてくれた。

海上自衛隊も最近はこれを真似ており、隊法第95条の「武器等防護のための武器使用」を適用し、（通常は指揮関係のない部隊を含む）訓練参加部隊全てを一体のものと見なし、その中の何れかの艦艇なり装備が被害を受けた場合には「正当防衛に当たる範囲において」相手に反撃し危害を与えても良いようになっているらしい。正にグレーゾーンにおける武力行使でした。相続財産が6千万円なら、昨年死亡なら相続税はかかりませんでしたが、今年死亡だと基礎控除を超えた1千2百万円（6千万円から4千8百万円を差し引いた額）に相続税がかかります。

相続税の基礎控除額

今年大きく変わったのは相続税の基礎控除額です。これはこの相続財産額まで相続税は不要という免税額を言います。

昨年までは5千万円と相続人の数×1千万円の合計でした。今年から3千万円と相続人の数×6百万円の合計に引き下がりました。基礎控除が引き下げられたということは、今年から相続税を払う方が増えるという意味です。

例えばご主人と奥様、子ども二人の家族で考えます。ご主人様が今年お亡くなりになると基礎控除額は4千8百万円です。昨年までは8千万円の基礎控除額でしたが、今年死亡なら相続税はかかりません。

二つの減税制度

次に昨年から引き続き使える大きな減税制度を二つ紹介します。

①配偶者の税額軽減。

夫婦の一方が亡くなった時、遺された配偶者の相続額が1億6千万円までだと相続税はかかりません。死亡は夫が先、妻が先、不問です。大変魅力的な減税策ですがご注意ください。次の相続つまり遺された配偶者が亡くなると、子どもたちの納税額負担が大きくなる場合があります。詳しくは専門家に聞くことをお勧めします。

②小規模宅地等の減税特例。

今月から相続税法が改正　相続税を払う人が増加

円満な相続のためには「遺言書」作成が有効

遺言コンサルタント　柴田純一

今年から相続税を払う方が増えるという意味です。

これは、一定の面積までの土地の相続では負担軽減をする制度です。原則的には土地の価格を80%評価減扱いするもので、減税効果が大きい制度です。

減税策の適用条件

次に要注意事項をご紹介します。①と②の大きな減税策は、実はこれから紹介する条件を満たさないと使えません。

結論を言えば死亡10カ月以内に遺産分割協議が成立し、財産がきちんと分けられることです。相続税の申告期限は死亡後10カ月目です。遅れは許されません。

親の財産がどれだけあるかを把握した一覧表『財産目録』を作ります。これは財産分割協議書のための資料です。

次に誰がどの財産を相続するのかを全員で決めて文書にします。この文書を「遺産分割協議書」といいます。この遺産分割協議書がないと金融機関から預金は引き下ろせません。

この一連の作業を死亡10カ月目の相続税の申告期日に間に合うようにしてください。

次に誰がどの財産を相続するのかを全員で決めて文書にします。この文書を「遺産分割協議書」といいます。この遺産分割協議書がないと金融機関から預金は引き下ろせません。

この一連の作業を死亡10カ月目の相続税の申告期日に間に合うようにしてください。

間に合わなければ①②の有利な特例は使えませんので要注意。急いでください。

また、死亡から10カ月の申告期限までに分割されていない財産は物納できません。税法上は、相続税の申告期限後3年以内に遺産分割協議が成立し分割できた場合には更正の請求で減額特例が使えることになっています。しかし、遺言相続専門家としては申告期限までに合意できないものが、簡単に3年以内に合意するというのはかなり困難だと考えます。揉めるには揉めるなりの深刻な事情があります。

円満な相続は遺言書

これから円満な相続実現策をご紹介します。

大切なことは、親が死んでまとまった財産がもらえるとなると子どもが豹変します。これをどれだけ親が想定しているかが成功失敗の鍵です。遺言書があればその内容に従って相続されます。

ご遺族は「財産目録」「遺産分割協議書」を作る必要は全くありません。あっという間に来る死後10カ月の相続税申告期限に十分間に合います。相続税がかかってもかからなくても、遺言書で遺された配偶者を守れます。子どもたちが争族と化し、父名義の不動産を売却して分配するため母が家を追い出されるといった悲劇が出ますが、これを未然に防ぐことも遺言書で可能です。

減税特例を最大限使うにしても、配偶者の今後の生活安定のためにも遺言書は大きな力を発揮します。

「遺言書」を作成することをお勧めします。できるだけ精度の高い遺言書を作ることです。

相続に時効はありません。遺言書を作らず子どもの代で解決されない相続紛争は、やがて孫の代に引き継がれます。孫からひ孫の代へと引き継がれ、問題の先送りが延々と続きます。このような事態は防いでください。

相続争いで揉めつづける土地が国や県の道路計画に引っ掛かりますと、もはや一個人の私的揉め事レベルでは済まなくなります。遺言相続の専門家として、行政が絡んだこのような事態解決の依頼もありますので、参考までにご紹介しました。

首都圏にお住まいで不動産をお持ちの方は、相続税がかかるかをあらかじめお調べすることをお勧めします。

また、裁判所での相続争い件数は相続税がかからない事例が圧倒的です。映画やテレビとは実態は真逆です。骨肉の争いになる相続財産は、「2百万円」です。料理と同じで食材が少ないほど配分に真剣度が増します。

「筆者略歴」
1950年生れ。青森県出身。中央大卒。金融機関を定年退職後、遺言相続専門行政書士として独立。全国自衛隊父兄会賛助会員、東京都自衛隊父兄会賛助会員。

「集団安全保障措置」へ

元陸上幕僚長　冨澤　暉

違いないだろうが、米国の装備品を守るために首相が出動命令を発出する善もなく、またこれは、と

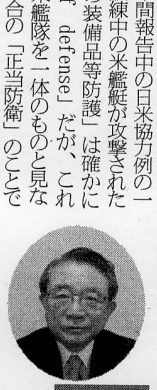

ても グレーゾーンなどで臨機に即応できる性質のものでもない。

7年前（第1次安倍内閣）の安保防衛法制懇における研究4事例は、全て「集団的自衛権行使」に関わるものとされていた。しかし、本年5月の最終報告書には、それとは別に①「グレーゾーンにおける武力行使」と②「集団安全保障措置での武力行使」に関わる事例が付け加えられた。

「グレーゾーンにおける武力行使」というのは明確に有事（戦争）とは言えない状態（即ち、防衛出動下令前）における奇襲対処の話である。

これは、1978年に当時の栗栖弘臣統合幕僚会議議長が「防衛出動下令前に奇襲を受けたとき、自衛隊は超法規的行動を取らざるを得ない」と言ったことに端を発する。

「集団安全保障措置」は、「感謝（奉仕）の意をこめて参加すべきもの」とする義務（obligation）の法理に立ち、その目的は、特定他国の防護ではなく、「国際社会の平和（秩序）を守ること」にある。英法の「犯罪の防止」に起源を持ち、不参加への罰則はないが、不参加は恥ずべきものとされる。

私はかねてより「集団的自衛権行使よりも集団安全保障措置への参加を優先すべし」と主張してきた。しかし当時、日本では「集団的自衛」と「集団安全保障」の違いを理解するよう説得しなかった。

しかるに昨年5月の安保防衛法制懇報告には、「国連PKO等や集団的安全保障措置への参加といった国際法上合法的な活動への憲法上の制約はないと解すべきであ

「集団安全保障措置」は、「軍事的措置を伴うものを含めて、参加せよ」、第2は、「PKO法の所要の改正および国際平和協力基本法の制定を早急に実現し、もって世界的な集団安全保障の整備に貢献せよ」、第3は、「集団的自衛権の行使容認を歓迎し、必要な法制度の早急な整備を求める」であった。

この提言には同フォーラム内外の72人の著名人（政治家・学者・官僚OB・評論家等）達が署名していた。私自身はこの提言に署名していないが、これを読んで「我が意を得たり」の思いであった。

なお、「集団安全保障」と「集団的安全保障」は、もともと「collective security」の訳語で同じ意味である。日本では1980年代までは「集団的安全保障」と言っていたが、90年代からいつの間にか「的」を外して「集団安全保障」と言うようになった。

ともに、さらに日本を取り巻く世界の平和（秩序）維持に貢献すべきなのである。

ホルムズ海峡の機雷掃海も「米軍と自衛隊だけで対応する」などと非常識なことを言わず、湾岸諸国や中国を含む多くの石油（ガス）輸出・消費国、さらにはイランをも招いて多国間訓練をし、機雷敷設を抑止することが大事である。

それでも実際に機雷が敷設されたならば、数カ国軍が協力して機雷を排除しなければならない。

通常、障害物にはその排除作業を妨害する火力が多種多量に準備されている。その指向火力を無効化し、情報・兵站力を幅広く確保しつつ安全に掃海する仕事は1～2国の力では難しいからである。

また、「集団的自衛権」を発動するには被侵略国からの要請が必要なのだが、海峡に主権を持つイランとオマーンが共に要請を出すことは通常考えられない。

引き続き域外（NATOの非5条任務＝集団安全保障任務）軍事支援を継続している。

先の9月、シリア国内のイスラム国空爆にあたり、当初、米国は自衛権発動による有志連合軍だと主張したが、同時に外交活動によりG7はじめ国連加盟国多数の支持、そしてシリア自身の暗黙の了承までとりつけた。

こうなると、この有志連合軍の行動は、国連安保理決議がないにもかかわらず、「自衛」から「集団安全保障措置」に変わったと言わざるを得ない。

今後、防衛に関わる国民的論議の中で、「集団的自衛権行使」から「集団安全保障措置」への理解が深まることを期待している。

◇　◇　◇

本特別寄稿は、JBプレス（平成25年10月29日発行）に掲載されたものをJBプレスの許可を受けて転載したものです。

なお、これも初の試みですが、本論文は、著者同意の上、「おやばと」以外「隊友」「偕行」各1月号に同時掲載されております。

（「おやばと」編集局）

きずな

わが家には、11歳のシーズー犬がいます。名前は「太郎」です。

最早シニアで昼寝と散歩が大好き。大いびきをかいてお腹を出している様子は何の不安もない平和そのものです。

今から10数年前、私共夫婦は2人の息子と4人家族で、千葉市の公団住宅暮らし。ペットと言えば室内やベランダで飼育できる小鳥やメダカやカメ、せいぜいハムスターぐらいでした。

やがて子供達も成長し、二男が防衛大学校に入校して家を出て、急にポッンとした空間が室内と私の心に広がりました。どうしようもない日々が続いていた時、知人から

我が

「自分の家で飼
もうすぐ仔犬が
中4匹は黄い手
ど、どうしても
見つからないの
えないかな？」
親犬の写真を見
ました。

その写真を自
りの可愛さに思
を主人に話した

飼おう！」と言
わが家で飼うこ
た。仔犬は7月
月初旬にチョコ
家にやって来ま

まずは、名前
が最初の仕事で
それぞれが犬の
ーの名前を言っ
たもや主人の一言

際のタイトルは「敗北宣言」。日本の防衛について重要なポイントがなかなか世の中に理解してもらえないことで、意気消沈したことを思い出します。

そして1年経ってどうなったかというと、正直に申し上げれば今年も『続・敗北宣言』としたい気持ちではありますが、それをすると、来年は『続・続・敗北宣言』再来年は…といつまでも続いてしまうということに気付きましたので、それはやめておくことにします！

平成26年は集団的自衛権の行使容認などもあり、自衛隊や日本の防衛にとっては大きなトピックスがあった年でした。

このことで、メディアで自衛官の姿が映し出されたり、防衛論議が盛んになったのですが、どれをとってもまともな話よりも偏ったバカバカしい話の方がはるかに多く、真に国防を考えている人にとっ

「自衛隊が
と称賛するの
どちらも極論で
まず防衛費も
と騒しいが
実質的には減額
いた国家公務員
2年ぶりに戻っ
ほとんどで、
分も呑み込まれ
ことや為替差損
も考えれば、と
えているとは言
レベルです。

また、「装備
出できるように
↓「防衛産業が健
↓「装備品の生産
↓「自衛隊がた
きるようになる
われているよう
全くの間違いで
産業は輸出を望
いう事実はあま
ません。

そもそもわが
外国の軍需産業
の「防衛産業」